

孫兵衛船競漕規則

石巻川開祭実行委員会水上部会

第1章 総則

(目的)

第1条 本競漕規則（以下「本規則」という。）は、公正・公平を期するよう事項を定め、孫兵衛船競漕に参加する選手の権利と責務を明らかにし、透明性のある競漕環境を提供することを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 自然環境や設備等の物理的制約によって、本規則の該当規定をそのまま適用することが困難な場合には、本規則の基準を緩和もしくは適用除外とすることができる。
- 2 石巻川開祭実行委員会水上部（以下「主催者」という。）が主催する孫兵衛船競漕大会は、すべて本規則に基づいて行われる。
 - 3 主催者は、本規則の適用緩和や適用除外などを行う場合、孫兵衛船競漕大会要項に明記する等し、事前に参加者等に周知させるものとする。
 - 4 大会に参加する者は、本規則を遵守しなければならない。

第2章 大会とその運営等

(大会等)

第3条 主催者は、毎年、実施する期日を定め、確定次第公表するものとする。

(役員等)

- 第4条 役員は競漕、審判、総務、記録、施設兼配船、水路、救護の各委員、その他必要な資質・資格を有する者をもって構成する。
- 2 競漕委員会は、レースの円滑な進行を定め、要領に明記等して、事前に告知する。
 - 3 各役員役割・権限の分配等は、次のとおりとする。
 - (1) 競漕は、大会の運営全般を掌握する。
 - (2) 審判は、レースに関する指揮・判断・決裁などを行う。
 - (3) 総務は、組合せ抽選、参加資格の事前審査、報道、メディアの対応を行う。
 - (4) 記録は、レースの計時、天候・風向・風速等、すべての記録を行う。
 - (5) 施設兼配船は、大会に必要な機材を調達し設置する。また、レース時のクルーの乗船、下船、および出船、入船の管理を行う。
 - (6) 水路は、レースに必要な船、標識、ブイ、水上で必要なすべての設備を担当し、大会前日までに各設備配置を確認し、競漕委員会に報告する。
 - (7) 救護は、大会における傷病者の応急措置（医療機関への連絡・引継ぎ等）を担当する。
 - (8) その他大会運営に必要な部署の必要性が生じた場合、適時配置する。

(実施要件)

第5条 主催者は、晴雨を問わず参加者の安全と健康等に配慮し行うが、気象条件の悪化その他著しい天変地異で競漕の続行が困難と認めた場合は、開催日時の延期、あるいは中止する。

(結果報告等)

第6条 主催者は、大会前に代表者会議を開催し、必要事項を伝達して質疑に応じる。

2 代表者会議には、所属団体の代表者が必ず出席しなければならない。出席した代表者からクルーに会議内容が必ず周知されていることを前提に運営される。

第3章 コース

(コースの設営等)

第7条 大会は、開北橋から内海橋の間で開催されるが、毎年主催者と国交省が協議し開催場所が決定することから、この決定により競漕距離は直線で400メートルから800メートルの範囲内で行う。

2 安全で公平な大会運営と安全確保等のため、各号に基づきコースが整備される。

(1) 大会時には、4レーンを備える。

(2) 競漕レーンは、河川利用のためオープンコースとする。

(3) スタートライン、フィニッシュラインは互いに平行でなければならない。

(4) レーンは、本部テントから見て対岸側から1レーン、2レーン・・・とする。

第4章 船及び競漕種目

(競漕船)

第8条 大会で使用する船は、主催者が用意する。

2 種目は下記のとおりとする。

(1) 一般孫兵衛船競漕（総員12名：舵手1名・漕手10名・応援者1名で構成）

(2) 女子孫兵衛船競漕（総員8名：舵手1名・漕手6名・応援者1名で構成）

3 いかなるクルーも、定員を欠いてレースに参加することはできない。

(安全)

第9条 参加者は練習時、レース時を問わず、各自救命具を用意し身に着けなければならない。身に着けない場合は出船を認めない。

第5章 大会の予告および出漕申込

(大会要項等)

第10条 大会の要項は次のとおりとし、参加募集開始は、川開実行委員会等のホームページに掲載して公表するものとする。

- (1) 大会の名称
- (2) 主催名
- (3) 開催場所および期日
- (4) 競漕種目
- (5) 出漕資格
- (6) 出漕料
- (7) 出漕申込締切りの日時、および組合せ抽選の日時、場所
- (8) 出漕申込先
- (9) 組合せ方法
- (10) その他必要な事項

(出漕申込等)

第11条 出漕申込は、受付期間内に定められた様式により、必要事項を記載し募集先に提出しなければならない。

- (1) クルー名
- (2) 所在地と代表者名並びに連絡先
- (3) 出漕種目
- (4) 漕手、舵手及び応援者の氏名

2 出漕者は、複数のクルーのメンバーになることはできない。

(レース組合わせ)

第12条 予選のレース組合せは、代表者会議を開催し、代表者によるくじ引きで決める。

2 予選の組合せ決定以後に棄権届が提出された場合、既に決定した組合せは変更しない。

(レースの間隔)

第13条 各レースの間隔は、概ね10分から15分間隔で行う。

2 決勝については、準決勝終了後30分以上の時間をあける。

(不実申告等)

第14条 参加資格(複数のクルーのメンバー等)で不正事実があった時は、競漕委員会は、当該クルーを失格とし、この違反が組織的かつ悪質なものであると判断した時は、その所属団体に属する全クルーを失格とすることができる。

(異議申立)

第15条 出漕者の資格や行為等に関して異議のある者は、競漕委員会に対して文書(任意様式)による異議申立をすることができる。競漕委員会は、その異議が正当か否かを審査して速やかに出漕の可否を決定する。

第6章 罰則等

(罰則等)

第16条 違反・不正行為等をしたクルー等への指導・罰則は、次の各号のとおりとする。

(1) 指導

レース中の他船への妨害や侵害等を伴わない軽微なルール違反をしたクルーに対して、審判等が口頭で与える。

(2) 警告

レース中に、船あるいはオールの一部または一部が自己のレーンの外に出たことによって、他船に接触、あるいは他船の進路を妨害するおそれがあるクルーに対し、主審は当該クルーに口頭と白旗によって警告を与える。

(3) 失格

- ① レースは、オープンコースで行う。各クルーは目標を定め自己のレーンを漕行しなければならない。
- ② レース中に、主審の警告に従わず他船と接触、あるいは他船の進路を妨害した場合は、責任の所在を明らかにし、接触したクルーを失格にする。両者相寄りの場合は、双方を失格とする。
- ③ 同じ団体の複数のクルーが同じレースに出漕し、その内の1船が故意により他船に接触または妨害した場合、同じ団体の全クルーは失格とし、大会の競漕資格を失うことがある。
- ④ 船外からクルーに助言や指示を与えることを目的に艇内への無線通信機器の持ち込みを禁止する。但し、携帯電話については、動画撮影は認める。

第7章 競技者

(棄権・放棄)

第17条 予選の組合せ抽選後に棄権しようとするクルーは、代表者の署名のある棄権届(任意様式)によって、競漕委員会に届け出なければならない。

2 一度届け出た棄権は撤回することができない。

3 無届けで出漕すべきレースに出漕しなかった場合(放棄)、競漕委員会は、当該クルーを失格とする。また、放棄により失格となったクルー名での翌年の参加は認めない。

第8章 レースの管理および制限

(ユニフォーム等のクルー内統一)

第18条 クルーは、出漕に際し統一されたユニフォームを着用しなければならない。

(出入船の規制)

第19条 レースの時の乗船及び下船は施設兼配船係員の指示に従うこと。

(スタート手順)

第20条 スタートは、主審が乗艇した艇から行う。

- 2 スタート時は、各クルーは橋の欄干から降ろされたロープを取り、舵の頭に取り付け、艇の進行方向を定め、ロープをピンと張る。ピンと張ることにより、各船が横一線に並ぶ。
- 3 発艇号令は「スタート用意」→「○○」→「用意」→「GO」※○○はクルー名
もしくは「スタート用意」→「各クルーいいか」→「用意」→「GO」
- 4 各クルーは、主審の「スタート用意」の号令がかかった時点で、舵に取り付けたロープを外し手で持ち、「GO」と同時に手から離す。
- 5 「GO」と号令を発する前に、ロープを手放した場合、フライングをとる場合もある。
- 6 レースの中止の動作は、次のとおりとする。
 - ① 赤旗を振る。
 - ② 「止まれ、レース中止！」と発声する。この動作・発声は全船が停止するまで、反復継続しなければならない。
- 7 フライングに対する警告は、次のとおりとする。
主審は当該クルーにフライングを伝え、2度行くと失格となることも併せて伝える。

(レース中の主審の役割)

- 第21条 主審は主審艇に乗艇し、レースを後方から追航し、その責任においてレース中の各船が、自己のレーンを正当に航行しているかどうかを判断する。
- 2 主審は常に安全確保に努め、レース中、競漕船に対し、効率的・機能的に対応できる位置に主審艇を置き、業務を遂行しなければならない。なお、レース展開や勝ち上り数等により遅延船を追い越すことができる。

(主審のクルーへの指示)

第22条 次の各号の場合、主審から白旗で回避すべき方向を指示する。

- (1) 自己のレーンを外れて他船を妨害する危険がある場合
- (2) 自己のレーンを進行中、進行を妨げる物に接触・衝突を起こす危険がある場合
- (3) 自己のレーンを外れ自己を有利にしている場合

(レースの中止等)

第23条 レースに参加したクルーが接触、妨害した場合、その責任の帰属を主審は決定し次の各号のいずれかの措置をとる。

- 2 レースの結果に影響を及ぼさない場合は、不問とする。
- 3 主審の赤旗によりレースが中止され、責任のあるクルーは失格とし、他のクルーで再レースを行う。
- 4 再レースを行う場合、競漕委員会は、再レースに関する事項を決定し、再レースに参加するクルー及び大会関係者に告知しなければならない。

(主審艇)

第24条 主審艇に乗艇できるのは主審と操縦者のみとする。ただし、競漕委員会が認めた者の同乗は差し支えない。

(レースの漕了)

第25条 スタートした各クルーは、その船首がフィニッシュラインに到達したとき、そのレースを漕了したものとする。

- 2 レースに参加した全船がフィニッシュラインに到達した後、クルーからの異議申立もなく、そのレースが正常に行われたと認めたときは、主審は遅滞なく白旗を掲げて、全クルーと判定員にレースの成立を知らせる。
- 3 レース中に問題が生じ、その着順がフィニッシュライン到達順にならない可能性があるとして認めたときは、主審は赤旗を掲げて、全クルーと判定員に知らせなければならない。
- 4 前項の規定に対し、審判長は主審からの状況報告を受け必要な処置をする。

(落水)

第26条 漕手が落水した場合、安全および健康面並びにレース運営上の支障等を考慮し、漕手の意思・意向に関わらず主審は救助を優先させる。

- 2 故意に落水した場合は、そのクルーを失格とする。

附則 1 本規則は令和5年6月20日「石巻川開祭実行委員会水上部会」において承認され、令和5年7月1日以降効力を発する。